

貨物概要

甲及び本底が革から成るくるぶしを覆わない履物。甲の基材（肉眼で確認可能）となっている革の表面にガラスビーズを縫い付けている。耐久性が低いため屋外で履くことに適さない室内用の履物。

分類

関税率表第 6403.59 号 - 1 - （統計番号 6403.59-012 又は-019）の本底及び甲が革製のその他の室内用履物

分類理由

ガラスビーズは基材である革に縫い付けられた装飾品であり、甲の革の附属品と認められ、第 64 類注 4 の規定により甲の材料の決定にあたり考慮されません。したがって、甲が革製の履物として、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）